

## ○御嵩町競争入札参加資格停止措置要領

平成4年7月28日

訓令甲第8号

### (目的)

第1条 この要領は、御嵩町（以下「町」という。）が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託等（以下「工事等」という。）の適正な施工及び履行（以下「施工等」という。）を確保するため、競争入札に参加する資格を有する者（当該業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）の資格停止について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げるもの以外のものをいう。
- (3) 使用人 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。
- (4) 東海地方 愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県をいう。
- (5) 業務 個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

### (資格停止)

第3条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第4条 町長は、前条の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条又は前2項の規定による資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。ただし、対象である工事について既に開札済みであって新たな競争入札への参加が想定されない特定建設工事共同企業体についてはこの限りでない。

(指名の取消し)

第5条 町長は、第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、入札未執行のものに限り当該指名を取り消すものとする。

(資格停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の資格停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項、第2項又は第3項の措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項、第2項又は第3項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 町長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲で資格停止の期間を変更することができる。

6 町長は、資格停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

(事案の報告等)

第7条 各課長（町の機構上、課長と同等の職を含むものとする。）は、資格停止を要すると認められる事案が発生したとき又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく副町長に報告するものとする。

2 副町長は、前項の報告があったときは、遅滞なく御嵩町契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議に付するものとする。

(資格停止の通知)

第8条 副町長は、審査委員会の審議を経て、資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除について、町長の決定を受けるものとする。

2 町長は、前項の決定について当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により資格停止の通知をする場合において、当該資格停止の事由が町の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 資格停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 資格停止の期間中の有資格業者は、町工事を下請けし、又は町工事の完成保証人となることができない。ただし、当該有資格業者が、資格停止の期間の開始前に下請けし、又は完成保証人となった場合はこの限りでない。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第11条 町長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

別表第1（第3条関係）

町内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>1 虚偽記載</p> <p>町が発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>2 過失による粗雑工事等</p> <p>(1) 町が発注した工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>(2) 町以外が発注した工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされたことにより瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内 ただし、低入札調査を行った工事においては3カ月以上6カ月以内とする。</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>3 契約違反</p> <p>前項第1号に掲げる場合のほか、町が発注した工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故</p> <p>(1) 町が発注した工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 町以外が発注した工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該工事の現場代理人等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から 1カ月以上3カ月以内</p>

<p>5 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故</p> <p>(1) 町が発注した工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(2) 町以外が発注した工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上、4カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から 2週間以上、2カ月以内</p>
---	---

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が御嵩町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が町以外の東海地方の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる者が東海地方の区域外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>2 独占禁止法違反</p> <p>(1) 町が発注した工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 東海地方において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(3) 東海地方の区域外において、他の公共機関の職員が締結した工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上9カ月以内</p> <p>刑事告発を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>

<p>3 競売入札妨害又は談合</p> <p>(1) 町が発注した工事等に関し、次に掲げる者が競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人</p> <p>(2) 東海地方において、他の公共機関が発注した工事等に関し、次に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人</p> <p>(3) 東海地方の区域外において、他の公共機関が発注した工事等に関し、次に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内 3カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内 2カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該資格停止措置を決定した日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内 1カ月以上12カ月以内</p>
<p>4 建設業法違反行為</p> <p>(1) 町が発注した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 東海地方において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>5 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>